## 令和4年第3回水戸市議会定例会

陳情文書表 (Ⅱ)

水戸市議会

陳 情 文 書 表

受理番号		件名	要旨	付託委	員会
第 7 号	4 . 9 . 5	補助金返還の	《陳情趣旨》	文	教
		陳情	水戸市は,Aが堀あさひこども園(以下「堀あさひ」という。保育所)を建設する	福	祉
			のに、補助金を交付する条件として、同人が社会福祉法人ハートフルスマイル(以下		
			「ハートフル」という。)を設立して,この法人に 4,807 万 4,000 円を寄附するとい		
			うことで,平成 26 年 5 月 28 日,ハートフルに 1 億 3,514 万 7,000 円の補助金を交付		
			した。水戸市の平成 24 年度民間保育所整備事業者募集要項を見ると,「保育所開設前		
			に社会福祉法人を取得する見込みがあるもの」とあり、この対象者は申請前に水戸市		
			と建設資金や土地の購入費,所要資金等を協議して、このうち自己資金(社会福祉法		
			人設立の寄附金)を幾ら出すかを決め、水戸市に選定されれば、対象者は社会福祉法		
			人を設立して, 水戸市と約束した金額を寄附するということで, 補助金交付の要件を		
			整えるのである。平成 24 年 10 月頃,Aは水戸市に平成 24 年度水戸市民間保育所整		
			備事前協議書を提出(同人の預金残高証明書、贈与契約書)し、これをまとめた民間		
			保育所設置要望状況を見ると、水戸市堀町の土地(3,500万円)を購入して、木造平		
			屋(839平方メートル)の保育所を建設したいと、資金計画(総事業費2億8,514万		
			6,000円,借入金1億円,寄附金5,000万円,補助金1億3,514万7,000円)等を添		
			付して,同人がハートフルを設立して,同法人に5,000万円を寄附するという条件で,		
			平成24年11月20日に選定された。ところが、平成24年12月17日に開催された役		
			員会の決議録を見ると、貸与金として 2,000 万円、寄附金は 2,807 万 4,000 円になっ		
			ているのである。また、同月25日、水戸市に補助金交付申請書が提出され、貸与金		
			として 2,000 万円が計上され、寄附金は 3,000 万円になっているのである。平成 25		
			年1月7日、Aは茨城県に対して、自分の残高証明書と所得証明書と納税証明書、法		
			人に寄附する 2,807 万 4,000 円の贈与契約書, 4,807 万 4,000 円の財産目録, 2,000		
			万円の金銭貸与契約書等を添付して、社会福祉法人設立認可申請書を提出したが、貸		
			与金では認可されなかったので、仕方なく 4,807 万 4,000 円を寄附することにして、		
			同月29日,社会福祉法人設立認可書が交付され、同日付でハートフルを設立登記し		
			たのである。平成25年2月12日に開催された,第1回理事会議事録の「第1号議案・		
			登記について」を見ると、「平成25年1月29日に社会福祉法人ハートフルスマイル		
			の設立登記が完了し、登記事項は別紙登記簿謄本(資産4,807万4,000円)どおりで		
			ある説明があり、異議なく承認された」とあり、A(理事長に就任)がハートフルに		

4,807 万 4,000 円を寄附する」とあるのである。ところが、第 4 号議案の「財産目録 承認について」になると、「贈与契約書に基づき、下記(寄附金2,807 万 4,000 円) のとおり贈与を実施異議なく承認された」とあり、次に「金銭貸与契約書(2,000 万円、無利息で 15 年間据置き)に基づき 吴議なく承認された」とあるので、い つの間にか資産の 2,000 万円が貸与金になったのである。ところが、A 理事長が平成 25 年 3 月 1 目付で表域県に提出した「財産目録記載の財産の移転売了報告について」 を見ると、ハートフル設立の登記簿謄本(資産の総額 4,807 万 4,000 円)と、財産目 録 (4,807 万 4,000 円)と寄附申込書と、同人が同年2 月 18 日付で寄附した 4,807 万 4,000 円 の個収事が添付されているのである。ところが、呼吸 25 年 3 月 29 日に水 戸市から補助金交付決定通知書が交付されると、A 理事長は2 日後の同月 31 目に、何と同法人に 4,807 万 4,000 円あった資産を 2,788 万 8,770 円に変更登記を行い、ハ ートフルにあった資産の 2,018 万 5,230 門がどこかに消えたのである。平成 25 年 12 月 55 日、水戸市に児童福祉施設(保育所)設置認可申請書が提出され、これには運 用財産(寄附金) 4,807 万 4,000 円の財産日録が添付されているが、選定のときの書 附金は 5,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、補助金交付申請は 3,000 万円、ハートフルが設立されても竪泥簿階本を提出させていないので、教育委員会は 財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可 されたのである。A 理事長は、ハートフルに 4,807 万 4,000 円を寄附しているが、平 成 26 年 3 月 18 日に提出された実績電告書を提出させていないのでい計計上され、 寄附金が 2,481 万 8,783 円に変り上での「役付 2000 万円が計上され、 寄附金が 2,481 万 8,783 円に変り上でのである。また、A 理事長は、ハートフル の運用財産を 2,785 方 8,770 円に変更上たので、貸借対期表の基本金と運用財産に同 額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており、基本金と運 用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の書附金は 5,000 万円、輔助金交付申請は 3,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、児 電紅地施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが、実績報 告書の高財金は 2,481 万 8,783 円となり、ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 目もど これに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので ある、水戸市は、児童福祉施設設置が書中に補助金確定通知書を交付したので ある、水戸市は、児童福祉施設設置が書中に補助金確定通知書を交付したので ある、水戸市は、児童福祉を設定を記述するので、2,250 万 5,217 目もど に、2,200 円、 2,200 円 2,200 円 2,200 円 2,200 円 2,200 円 3,200 戸 3,200 円 3,200 円 3,200 円 3,200 円 4,000 円 3,200 円 4,000 円 3,200 円 4,000 円 3,200 円 3	受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
のとおり贈与を実施異議なく承認された」とあり、次に「金銭貸与契約書(2,000 万円、無利息で15年間据留き)に基づき異議なく承認された」とあるので、いつの間にか資産の2,000万円が貸与金になったのである。ところが、A理事長が平成25年3月1日付で茨城県に提出した「財産目録記載の財産の移転完了報告について」を見ると、ハートフル設立の登記簿謄本(資産の総額4,807万4,000円)と、財産目録(4,807万4,000円)と寄附申込書と、同人が同年2月18日付で寄附した4,807万4,000円の領収書が添付されているのである。ところが、平成25年3月29日に水戸市から補助金交付決定通知書が交付されると、A理事長は2日後の同月31日に、何と同法人に4,807万4,000円あった資産を2,788万8,770円に変更登記を行い、ハートフルにあった資産の2,018万5,230円がどこかに消えたのである。平成25年12月25日、水戸市に児産福祉施設(保育所)設置部申請書が提出され、これには運用財産(寄附金)4,807万4,000円の財産目録が添付されているが、選定のときの寄附金は5,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、補助金交付申請は3,000万円、ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら、駅に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに4,807万4,000円を寄附しているが、平成26年3月18日に提出された実績報告書を見ると、資年金の2,000万円が高人の貸付金(貸年金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を2,788万8円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は2,707万円になっており、基本金と運用財産に81万4,770円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児電福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円、児電福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円、児電福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円、児電福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円、児電福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円、児電福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円、児電福祉権設は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が2,325万5,217円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので				4,807万4,000円を寄附する」とあるのである。ところが、第4号議案の「財産目録	
万円、無利息で15年間据置き)に基づき異議なく承認された」とあるので、いっの間にか資産の2,000万円が貸与金になったのである。ところが、A理事長が平成25年3月1日付で茨城県に提出した「財産目録記載の財産の移転完了報告について」を見ると、ハートフル設立の登記簿勝本(資産の総額4,807万4,000円)と、財産日録(4,807万4,000円)と寄附申込書と、同人が同年2月18日付で寄附した4,807万4,000円の領収書が添付されているのである。ところが、平成25年3月29日に水戸市から補助金交付決定通知書が交付されると、A理事長は2日後の同月31日に、何と同法人に4,807万4,000円のかた資産を2,788万8,770円に変更登記を行い、ハートフルにあった資産の2,018万5,230円がどこかに消えたのである。平成25年12月25日、水戸市に児電福社施設(保育所)設置返司申請書が提出され、これには運用財産(新附金)4,807万4,000円の財産日録が添付されているが、選定のときの寄附金は5,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、補助金交付申請は3,000万円、ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに4,807万4,000円を寄附しているが、平成26年3月18日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の2,000万円が計上され、寄附金が2,481万8,783円になり、どこかに消えた2,325万5,217円のうち2,000万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を2,788万8,770円に変更したので、貸借対限表の基本金と運用財産に同額になるはずであるが、貸借対取表の基本金は2,707万円になっており、基本金と運用財産に81万4,770円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児電福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円、児電福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円のあるが、実績報告書の寄附金は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が3,235万5,217円もどこかに消えていることを知っているがら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので				承認について」になると、「贈与契約書に基づき、下記(寄附金2,807万4,000円)	
つの間にか資産の 2,000 万円が貸与金になったのである。ところが、A 理事長が平成 25 年 3 月 1 日付で茨城県に提出した「財産目録記載の財産の移転完了報告について」を見ると、ハートフル設立の登記簿謄本(資産の総額 4,807 万 4,000 円)と、財産目録 (4,807 万 4,000 円)と 寄附申込書と、同人が同年 2 月 18 日付で寄附した 4,807 万 4,000 円の領収書が添付されているのである。ところが、平成 25 年 3 月 29 日に水戸市から補助金交付決定通知書が交付されると、A 理事長は 2 日後の同月 31 日に、何と同法人に 4,807 万 4,000 円あった資産を 2,788 万 8,770 円に変更発記を行い、ハートフルにあった資産の 2,018 万 5,230 円がどこかに消えたのである。平成 25 年 12 月 25 日、水戸市に児雇福祉施設(保育所)設置認可申請書が提出され、これには運用財産 (寄附金) 4,807 万 4,000 円の財産目録が添付されているが、選定のときの寄附金は 5,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、補助金交付申請は 3,000 万円、ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A 理事長は、ハートフルに4,807 万 4,000 円を寄附しているが、平成 26 年 3 月 18 日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の 2,000 万円が計上され、寄附金が 2,481 万 8,783 円になり、どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので、貸借対限表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金と2、707 万円になっており、基本金と運用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は 5,000 万円、補助金交付申請は 3,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、児童福祉施設設置認可申請書店に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが、実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり、ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円 もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので				のとおり贈与を実施異議なく承認された」とあり、次に「金銭貸与契約書(2,000	
25年3月1日付で茨城県に提出した「財産目録記載の財産の移転完了報告について」を見ると、ハートフル設立の登記簿謄本(資産の総額4,807万4,000円)と、財産目録(4,807万4,000円)と、財産目録(4,807万4,000円)と、財産目録(4,807万4,000円)と、財産目録(4,807万4,000円の領収書が添付されているのである。ところが、平成25年3月29日に水戸市から補助金交付決定通知書が交付されると、A理事長は2日後の同月31日に、何と同法人に4,807万4,000円あった資産を2,788万8,770円に変更登配を行い、ハートフルにあった資産の2,018万5,230円がどこかに消えたのである。平成25年12月25日、水戸市に児童福祉施設(保育所)設置認可申請書が提出され、これには運用財産(寄附金)4,807万4,000円の財産目録が添付されているが、選定のときの寄附金は5,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、補助金交付申請は3,000万円、ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が応傷だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに4,807万4,000円を寄附しているが、平成26年3月18日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の2,000万円が計上され、寄附金が2,481万8,783円になり、どこかに消えた2,325万5,217円のうち2,000万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を2,788万8,770円に変更したので、貸債対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸債対照表の基本金は2,707万円になっており、基本金と運用財産に81万4,770円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円であるが、実績報告書の寄附金は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が2,325万5,217円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので				万円,無利息で15年間据置き)に基づき異議なく承認された」とあるので、い	
を見ると、ハートフル設立の登記簿謄本(資産の総額4,807万4,000円)と、財産目録(4,807万4,000円)と寄附申込書と、同人が同年2月18日付で寄附した4,807万4,000円の領収書が添付されているのである。ところが、平成25年3月29日に水戸市から補助金交付決定通知書が交付されると、A理事長は2日後の同月31日に、何と同法人に4,807万4,000円あった資産を2,788万8,700円で変更登記を行い、ハートフルにあった資産の2,018万5,230円がどこかに消えたのである。平成25年12月25日,水戸市に児童福祉施設(保育所)設置認可申請書が提出され、これには運用財産(寄附金)4,807万4,000円の財産目録が添付されているが、選定のときの寄附金は5,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、補助金交付申請は3,000万円、ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに4,807万4,000円を寄附しているが、平成26年3月18日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の2,000万円が計上され、寄附金が2,481万8,783円になり、どこかに消えた2,325万5,217円の方ち2,000万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産は7,70円の変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は2,707万円になっており、基本金と運用財産に81万4,770円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円であるが、実績報告書の寄附金は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が2,325万5,217円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸は補助金確定通知書を交付したので				つの間にか資産の 2,000 万円が貸与金になったのである。ところが、A理事長が平成	
録(4,807 万 4,000 円)と寄附申込書と,同人が同年2月18日付で寄附した4,807 万 4,000 円の領収書が添付されているのである。ところが,平成25年3月29日に水戸市から補助金交付決定通知書が交付されると,A理事長は2日後の同月31日に,何と同法人に4,807 万 4,000 円あった資産を2,788 万 8,770 円に変更登記を行い,ハートフルにあった資産の2,018 万 5,230 円がどこかに消えたのである。平成25年12月25日,水戸市に児童福祉施設(保育所)設置認可申請書が提出され,これには運用財産(寄附金)4,807 万 4,000 円の財産日録が添付されているが,選定のときの寄附金は5,000 万円,役員会と理事会は2,807 万 4,000 円、補助金交付申請は3,000万円,ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので,教育委員会は財産日録が虚偽だということを知っていながら,県に進達して,保育所の設置が認可されたのである。A理事長は,ハートフルに4,807 万 4,000 円を寄附しているが,平成26年3月18日に提出された実績報告書を見ると,貸与金の2,000万円が計上され,寄附金が2,481 万 8,783 円になり,どこかに消えた2,325 万 5,217 円のうち2,000万円が,同人の貸付金(貸与金)になったのである。また,A理事長は、ハートフルの運用財産と2,788 万 8,770 円に変更したので,貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが,貸債対照表の基本金は2,707 万円になっており,基本金と運用財産に81 万 4,70 円の差額が生じているのである。水戸市は,選定時の寄附金は5,000 万円,補助金交付申請は3,000 万円,役員会と理事会は2,807 万 4,000 円,児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807 万 4,000 円であるが、実績報告書の寄附金は2,481 万 8,783 円となり,ハートフルの資産が2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら,水戸市は補助金確定通知書を交付したので				25年3月1日付で茨城県に提出した「財産目録記載の財産の移転完了報告について」	
万4,000円の領収書が添付されているのである。ところが、平成25年3月29日に水戸市から補助金交付決定通知書が交付されると、A理事長は2日後の同月31日に、何と同法人に4,807万4,000円あった資産を2,788万8,770円に変更登記を行い、ハートフルにあった資産の2,018万5,230円がどこかに消えたのである。平成25年12月25日、水戸市に児童福祉施設(保育所)設置認可申請書が提出され、これには運用財産(寄附金)4,807万4,000円の財産日録が添付されているが、選定のときの寄附金は5,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、補助金交付申請は3,000万円、ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産日録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに4,807万4,000円を寄附しているが、平成26年3月18日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の2,000万円が計上され、寄附金が2,481万8,783円になり、どこかに消えた2,325万5,217円のうち2,000万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を2,788万8,770円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は2,707万円になっており、基本金と運用財産に81万4,770円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円であるが、実績報告書の寄附金は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が2,325万5,217円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので				を見ると、ハートフル設立の登記簿謄本(資産の総額4,807万4,000円)と、財産目	
戸市から補助金交付決定通知書が交付されると、A理事長は2日後の同月31日に、何と同法人に4,807万4,000円あった資産を2,788万8,770円に変更登記を行い、ハートフルにあった資産の2,018万5,230円がどこかに消えたのである。平成25年12月25日,水戸市に児童福祉施設(保育所)設置認可申請書が提出され、これには運用財産(寄附金)4,807万4,000円の財産目録が添付されているが、選定のときの寄附金は5,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、補助金交付申請は3,000万円、ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに4,807万4,000円を寄附しているが、平成26年3月18日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の2,000万円が計上され、寄附金が2,481万8,783円になり、どこかに消えた2,325万5,217円のうち2,000万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を2,788万8,770円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は2,707万円になっており、基本金と運用財産に81万4,770円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円であるが、実績報告書の寄附金は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が2,325万5,217円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
何と同法人に 4,807 万 4,000 円あった資産を 2,788 万 8,770 円に変更登記を行い,ハートフルにあった資産の 2,018 万 5,230 円がどこかに消えたのである。平成 25 年 12 月 25 日,水戸市に児童福祉施設 (保育所) 設置認可申請書が提出され、これには運用財産 (寄附金) 4,807 万 4,000 円の財産目録が添付されているが、選定のときの寄附金は 5,000 万円,役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円,補助金交付申請は 3,000 万円,ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに 4,807 万 4,000 円を寄附しているが、平成 26 年 3 月 18 日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の 2,000 万円が計上され、寄附金が 2,481 万 8,783 円になり、どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており、基本金と運用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は 5,000 万円、補助金交付申請は 3,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが、実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり、ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
ートフルにあった資産の 2,018 万 5,230 円がどこかに消えたのである。平成 25 年 12 月 25 日, 水戸市に児童福祉施設 (保育所) 設置認可申請書が提出され,これには運用財産 (寄附金) 4,807 万 4,000 円の財産目録が添付されているが,選定のときの寄附金は 5,000 万円,役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円,補助金交付申請は 3,000 万円,ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので,教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら,県に進達して,保育所の設置が認可されたのである。A理事長は,ハートフルに 4,807 万 4,000 円を寄附しているが,平成 26 年 3 月 18 日に提出された実績報告書を見ると,貸与金の 2,000 万円が計上され,寄附金が 2,481 万 8,783 円になり,どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が,同人の貸付金(貸与金)になったのである。また,A理事長は,ハートフルの運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが,貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており,基本金と運用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は 5,000 万円,補助金交付申請は 3,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが,実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり,ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら,水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
月 25 日、水戸市に児童福祉施設(保育所)設置認可申請書が提出され、これには運用財産(寄附金)4,807 万 4,000 円の財産目録が添付されているが、選定のときの寄附金は 5,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、補助金交付申請は 3,000 万円、ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに 4,807 万 4,000 円を寄附しているが、平成 26 年 3 月 18 日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の 2,000 万円が計上され、寄附金が 2,481 万 8,783 円になり、どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており、基本金と運用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は 5,000 万円、補助金交付申請は 3,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが、実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり、ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
用財産(寄附金)4,807万4,000円の財産目録が添付されているが、選定のときの寄附金は5,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、補助金交付申請は3,000万円、ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに4,807万4,000円を寄附しているが、平成26年3月18日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の2,000万円が計上され、寄附金が2,481万8,783円になり、どこかに消えた2,325万5,217円のうち2,000万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を2,788万8,770円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は2,707万円になっており、基本金と運用財産に81万4,770円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円であるが、実績報告書の寄附金は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が2,325万5,217円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
附金は 5,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、補助金交付申請は 3,000 万円、ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに 4,807 万 4,000 円を寄附しているが、平成 26年3月18日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の 2,000 万円が計上され、寄附金が 2,481 万 8,783 円になり、どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており、基本金と運用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000 万円、補助金交付申請は 3,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが、実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり、ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
万円, ハートフルが設立されても登記簿謄本を提出させていないので、教育委員会は財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに4,807万4,000円を寄附しているが、平成26年3月18日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の2,000万円が計上され、寄附金が2,481万8,783円になり、どこかに消えた2,325万5,217円のうち2,000万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を2,788万8,770円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は2,707万円になっており、基本金と運用財産に81万4,770円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円であるが、実績報告書の寄附金は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が2,325万5,217円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
財産目録が虚偽だということを知っていながら、県に進達して、保育所の設置が認可されたのである。A理事長は、ハートフルに4,807 万4,000 円を寄附しているが、平成26年3月18日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の2,000 万円が計上され、寄附金が2,481 万8,783 円になり、どこかに消えた2,325 万5,217 円のうち2,000 万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を2,788 万8,770 円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は2,707 万円になっており、基本金と運用財産に81万4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円であるが、実績報告書の寄附金は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が2,325万5,217円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
されたのである。A理事長は、ハートフルに 4,807 万 4,000 円を寄附しているが、平成 26 年 3 月 18 日に提出された実績報告書を見ると、貸与金の 2,000 万円が計上され、寄附金が 2,481 万 8,783 円になり、どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が,同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており、基本金と運用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は 5,000 万円、補助金交付申請は 3,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが、実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり、ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
成 26 年 3 月 18 日に提出された実績報告書を見ると,貸与金の 2,000 万円が計上され, 寄附金が 2,481 万 8,783 円になり, どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が,同人の貸付金(貸与金)になったのである。また, A理事長は,ハートフル の運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので,貸借対照表の基本金と運用財産は同 額になるはずであるが,貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており,基本金と運 用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は,選定時の寄附金は 5,000 万円,補助金交付申請は 3,000 万円,役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円,児 童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが,実績報 告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり,ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もど こかに消えていることを知っていながら,水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
寄附金が 2,481 万 8,783 円になり、どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており、基本金と運用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は 5,000 万円、補助金交付申請は 3,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが、実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり、ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
万円が、同人の貸付金(貸与金)になったのである。また、A理事長は、ハートフルの運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので、貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており、基本金と運用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は 5,000 万円、補助金交付申請は 3,000 万円、役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが、実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり、ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
の運用財産を 2,788 万 8,770 円に変更したので,貸借対照表の基本金と運用財産は同額になるはずであるが,貸借対照表の基本金は 2,707 万円になっており,基本金と運用財産に 81 万 4,770 円の差額が生じているのである。水戸市は,選定時の寄附金は 5,000 万円,補助金交付申請は 3,000 万円,役員会と理事会は 2,807 万 4,000 円,児 童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが,実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり,ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら,水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
額になるはずであるが、貸借対照表の基本金は2,707万円になっており、基本金と運用財産に81万4,770円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円であるが、実績報告書の寄附金は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が2,325万5,217円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
用財産に81万4,770円の差額が生じているのである。水戸市は、選定時の寄附金は5,000万円、補助金交付申請は3,000万円、役員会と理事会は2,807万4,000円、児童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807万4,000円であるが、実績報告書の寄附金は2,481万8,783円となり、ハートフルの資産が2,325万5,217円もどこかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので				72,111, 71, 71, 71, 71, 71, 71, 71, 71, 71	
5,000 万円,補助金交付申請は3,000 万円,役員会と理事会は2,807 万4,000 円,児 童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は4,807 万4,000 円であるが,実績報 告書の寄附金は2,481 万8,783 円となり,ハートフルの資産が2,325 万5,217 円もど こかに消えていることを知っていながら,水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
童福祉施設設置認可申請書に添付した運用財産は 4,807 万 4,000 円であるが,実績報告書の寄附金は 2,481 万 8,783 円となり,ハートフルの資産が 2,325 万 5,217 円もどこかに消えていることを知っていながら,水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
告書の寄附金は 2, 481 万 8, 783 円となり, ハートフルの資産が 2, 325 万 5, 217 円もど こかに消えていることを知っていながら, 水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
こかに消えていることを知っていながら、水戸市は補助金確定通知書を交付したので					
万4,000円)が偽造されていることを知っていながら、上記を県に進達して、保育所					

受理番号	受理年月日	件 名	要旨	付託委員会
			の設置を認可させたので、ハートフルに補助金が交付されたのである。なぜ、県に偽	
			造した財産目録を提出したのかというと、ハートフルの設立を認可したのは子ども未	
			来課(当時・子ども家庭課)であり、補助金の交付も子ども未来課が担当しているの	
			で、資産が2,018万5,230円も消えていることが分かれば、保育所を認可することは	
			できないので、A理事長は設立認可を受けたときの寄附金4,807万4,000円に財産目	
			録をあわせたのである。水戸市がハートフルに補助金を交付する条件は、ハートフル	
			という社会福祉法人を設立して、法人に4,807万4,000円の資産があるということで	
			あったが、情報公開申請を行ったところ、上記を証明する登記簿謄本は提出されてお	
			らず、水戸市は補助金交付の条件を確認しなかったのである。平成26年3月31日、	
			水戸市は上記(変更登記は不明)を知っていながら、県に実績報告書を提出して、後	
			日,県から1億2,013万1,000円の補助金を交付させて,これに水戸市の補助金1,501	
			万 6,000 円を加算して、同年 5 月 28 日、ハートフルに 1 億 3,514 万 7,000 円の補助	
			金を交付したのである。A理事長は、ハートフルに 2,000 万円を貸与したと実績報告	
			書に計上しているが、どこかに消えた 2,325 万 5,217 円のうち 2,000 万円が貸付金に	
			なっており、ハートフルの決算書を見ると、平成28年3月末頃、同人はハートフル	
			から貸与金の2,000万円を返済させているのである。陳情者は、令和3年3月1日か	
			ら水戸市に、補助金を返還させるよう求めており、質問状を提出すると、市民を愚弄	
			した回答であり、ハートフルを調査することもせず、上記を知っていながら補助金を	
			交付したので、今さら補助金を返せとは言えないのではないかと推察されるのであ	
			る。	
			《陳情事項》	
			1 ハートフルに交付した補助金1億3,514万7,000円を返還させること。	
			2 水戸市が上記を知りながら補助金を交付した理由。	
			3 補助金の返還を求めない理由を聴取すること。	